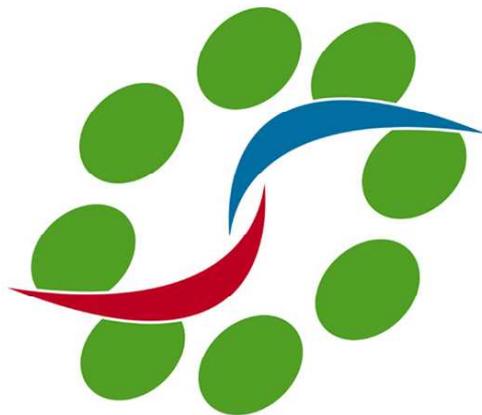


令和元年度
一般競争入札による組合有地売払いの案内書



令和元年 1 1 月

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

問い合わせ先

渋川地区広域市町村圏振興整備組合 総務課企画財政係

〒377-0007 群馬県渋川市石原1434番地1

電話番号 0279-60-5200

目次

はじめに	1 ページ
1 売買物件及び予定価格（最低売払価格）	1 ページ
2 売払いに係る重要事項	1 ページ
3 入札参加者の資格	2 ページ
4 入札参加申込方法等	3 ページ
5 現地説明について	4 ページ
6 入札の実施場所及び日時等	4 ページ
7 入札の手続	5 ページ
8 入札の無効	7 ページ
9 落札者の決定	7 ページ
10 契約の条件	8 ページ
11 契約の締結	8 ページ
12 売買代金の支払方法	9 ページ
13 所有権の移転等	9 ページ
14 先着順随時売払について	10 ページ
一般競争入札による組合有地売払の流れ	11 ページ
組合有財産売買契約書（案）	12 ページ
参考：案内図・物件調書・平面図・現地写真	16 ページ～

様式集

- ◆ 様式第1号 入札参加申込書
- ◆ 様式第2号 入札参加申込書（共有名義用）
- ◆ 様式第3号 誓約書
- ◆ 様式第4号 誓約書（共有名義用）
- ◆ 様式第5号 入札辞退届
- ◆ 様式第6号 入札保証金納付書
- ◆ 様式第7号 入札保証金還付請求書
- ◆ 様式第8号 入札保証金還付受領書
- ◆ 様式第9号 入札書
- ◆ 様式第10号 入札書提出用封筒指定表紙
- ◆ 様式第11号 委任状

はじめに

渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下、「渋川広域組合」という。）では、地方自治法その他の関係法令等の定めるところにより、一般競争入札（渋川広域組合が定めた予定価格（最低売払価格）以上の金額で、最高金額の入札者と契約する方法）により、組合有地の売払を行います。

入札参加申込者は、案内書の記載事項のほか、記載されていない事項についてもご自分で調査し、事前に現地をご覧になり、現地の状況及び利用制限等を十分ご理解の上、申し込まれますようお願いいたします。

なお、この売払いは予定価格（最低売払価格）を事前に公表しておりますので、当日の入札執行は一回のみとなります。

1 売買物件及び予定価格（最低売払価格）

下記の表に掲げる組合有地（以下「売買物件」という。）を、一般競争入札により売り払います。

なお、冊子末尾に物件調書を掲載しておりますので、ご参照ください。ただし、物件調書の内容については、必ずご自分で現地や関係機関・部署にて確認してください。

記

物件番号	所在	地番	地目	地積	最低売払価格
1	渋川市金井字齒黒	392番2	宅地	281.82㎡	8,736,420円

※平成30年度に境界確定済みです。

2 売払いに係る重要事項 ※必ずご確認下さい

- (1) 売買物件は、全て**現状有姿での引渡し**になります。**現地の工作物（敷地内の擁壁）等は、必要に応じて所有権移転登記後に買受人が隣地地権者と協議、処理してください。**なお、この案内書の内容や担当者の説明等と異なる事項があった場合は、**現状有姿を優先**とします。
- (2) 売買物件は、**公簿地積による売払**となります。全ての物件において、引渡後の買受人による実測によって面積に差異があっても、売買代金の精算はいたしません。また、**土地の分合筆は行いませんので、所有権移転登記後に買受人が行ってください。**

(3) **地盤調査、地質調査はしておりません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。**

上記の結果、地盤沈下、土壌汚染、地下埋設物、その他隠れた瑕疵等が認められた際は、買受人が処理してください。**渋川広域組合は一切責任を負わず、損害賠償等にも応じません。**

(4) **北東及び南西側の境界線上に工作物の基礎があります。**

(5) **北西側の境界に擁壁（高さ約1m）があります。**

(6) **下水道事業受益者負担金は不要ですが、公共ますまでの設置費用は自己負担となります。**

3 入札参加者の資格

個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する、公有財産に関する事務に従事する渋川広域組合職員

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していない者

① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- ⑦ 上記第1号から第6号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業への使用を目的とする者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分の対象となっている団体又はその構成員
- (7) 市町村税を滞納している者
- (8) この案内書に定める事項及び関係法令等を遵守する能力を有しないと渋川広域組合が判断する者

4 入札参加申込方法等

事前に現地をご覧になり、この案内書に記載されている事項及び記載されていない事項についてもご自分で調査し、現地の状況及び利用制限等を十分ご理解の上、お申し込みください。

(1) 提出書類

入札参加申込時には、次の書類を提出してください。

ア 入札参加申込書（様式第1号、共有名義の場合は様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号、共有名義の場合は様式第4号）

ウ 身分を証する書類（**申込日から1か月以内の原本**）

・ 個人の場合：住民票の写し

印鑑登録証明書

・ 法人の場合：法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

法務局に登録してある代表者の印鑑登録証明書

エ 市町村税に未納がない旨の証明書

【共有名義での申し込む場合の注意点】

- ・ 申込書に構成者全員分の住所・氏名等の必要事項を記載の上、捺印すること。また、持分割合を明記すること。
- ・ 申込書の申込者欄に記載した者が代表して入札手続（入札保証金の納入、入札書の記入等）を行うこと。
- ・ 構成者全員分の誓約書、身分を証する書類及び市町村税の未納がない旨の証明書を提出すること。
- ・ 構成者全員が、入札参加者の資格を備えていること。

(2) 提出方法

申込書等の提出は、提出場所に**直接持参**してください。電話・郵送・電報・電子メール等によるものは、受け付けません。

(3) 提出期間

令和元年11月27日（水）から令和元年12月26日（木）まで
（土・日・祝日・閉庁日を除きます。）

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

(4) 提出場所

渋川市石原1434番地1

渋川地区広域市町村圏振興整備組合 総務課企画財政係

(5) その他

- ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とします。
- イ 提出された申込書等は、参加資格の確認以外に使用しません。
- ウ 提出された申込書等は、返却しません。
- エ 申込書受理後における申込書等の差替え又は再提出は、認めません。
- オ 申込期間後、**入札参加資格の審査を行い、審査結果を書面で通知します**ので、**入札時に必ず持参してください**。

5 現地説明について

現地説明を希望される方は、申込期間内で説明を希望する日程を、事前に総務課企画財政係（Tel:0279-60-5200）までご連絡下さい。なお、日程については、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承下さい。

6 入札の実施場所及び日時等

(1) 入札実施場所

渋川市石原1434番地1

渋川地区広域市町村圏振興整備組合 2階 大会議室

(2) 入札実施日時

令和2年1月22日(水) 午前10時～

(3) 受付時間

午前9時30分～午前9時55分

受付時に入札保証金を納入していただき、委任状(代理人(従業員の場
合を含む。))が入札する場合のみ)を提出していただきます。

(4) その他

ア 受付時刻・入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。

イ 入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認め
るときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

7 入札の手続

(1) 入札保証金の納入等

ア 入札に参加するには、地方自治法施行令第167条の7第1項に規
定する入札保証金を納めていただく必要がありますので、入札日の受
付時に保証小切手により納入してください(以下の「入札保証金につ
いて」をご覧ください)。**現金では受け付けません。**

～入札保証金について～

入札保証金は、金融機関の「保証小切手」により納入してください(個人の振
出小切手は受付できません)。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、「銀行振出小切
手」、「現金小切手」、「預手」とも呼ばれています。

通常、金融機関に現金を持参するなどして、作成することができます(詳しく
は金融機関にお問い合わせください)。

小 切 手		銀行 渡 り
0000-0000		
〇〇銀行〇〇支店		
金 額 ¥ 0, 0 0 0, 0 0 0 ※		
上記の金額を持参人様へこの小切手と引換えにお支払いください。		
振出日	年	月 日
振出地	〇〇市	

(株)〇〇銀行〇〇支店
支店長 〇〇 印

注1 小切手は振出しの日から起算して、7日以内のものであること。

注2 振出人、支払人とも同一金融機関であること。

注3 持参人は、無記名であること。

イ 入札保証金の金額は、**各自の見積もる入札金額**の100分の5以上（1,000円未満切上げ）に相当する額以上の額としてください。

※予定価格（最低売払価格）の100分の5ではありませんので、十分ご注意ください。

ウ 入札保証金納付書（様式第6号）に必要事項を記載し、記名押印の上、入札保証金と併せて、提出してください。渋川広域組合から入札保証金受領書を交付します。

なお、入札保証金受領書は、還付手続の際に提出していただきますので、すべての入札・開札が終わるまで大切に保管してください。

エ 落札されなかった者等が納入した入札保証金については、入札保証金受領書及び入札保証金還付請求書（様式第7号）と引換えに返還いたします。**返還に当たり、利息は付しません。**

オ 入札保証金の還付受領の証として、入札保証金還付受領書（様式第8号）を提出してください。

(2) 入札方法

ア 入札書は直接持参によるものとし、電報、電送又は郵送による入札は、認めません。

イ 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、所定の入札箱に投入してください。

ウ 代理人（従業員の場合を含む。）が入札する場合は、委任状が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印の上、受付時に提出してください。

エ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

オ この売払いは予定価格（最低売払価格）を事前に公表しておりますので、当日の入札執行は一回のみとなります。

(3) 入札日に持参する書類等

ア 入札書（様式第9号）

イ 入札書提出用封筒（様式第10号を貼付したもの）

ウ 委任状（様式第11号。代理人が入札する場合のみ）

- エ 入札参加通知書（申込期間後、渋川広域組合が送付したもの）
- オ 入札保証金（保証小切手）
- カ 入札保証金納付書（様式第6号）、入札保証金還付請求書（様式第7号）、入札保証金還付受領書（様式第8号）
- キ 実印（代理人が入札する場合は、代理人が使用する印鑑）

【実印】

- ・ 個人の場合：印鑑登録印
- ・ 法人の場合：法務局に登録してある代表者印

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 同一事項に対し、2以上の意思表示をした者の入札
- (3) 委任状を提出しない代理人の入札
- (4) 入札に際して不正な行為をした者の入札
- (5) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が規定の額に達しない者がした入札
- (6) 入札書に必要事項の記載がない、又は不明瞭である入札
- (7) 電報、電送又は郵送等による入札
- (8) 予定価格（最低売払価格）未満の額での入札
- (9) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した者の入札

9 落札者の決定

- (1) 開札は、入札実施場所において入札終了後直ちに、入札者又はその代理人の立会いの上、行います。
- (2) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名及び落札金額を、入札会場において宣告します。
- (3) 落札の決定に当たっては、渋川広域組合が定めた予定価格（最低売払価格）以上の金額で、最も高い金額により入札を行った者を落札者とします。
- (4) 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これ

に代えて当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとします。

10 契約の条件

(1) 売買物件において次に該当する行為をすることはできません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に使用すること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員がその活動の用途に使用すること。

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分の対象となっている団体又はその構成員により使用すること。

(2) 実地調査

上記(1)の履行を確認するため、渋川広域組合が土地の利用状況等についての実地調査を行う際には、買受人は必ず協力しなければなりません。

11 契約の締結

(1) 契約書(案)は、12ページ〜のとおりです。

(2) 落札者に売買契約書を2部お渡ししますので、記名押印し、収入印紙貼付(印紙税法に定める額を契約書1部にのみ貼付)の上、2部とも渋川広域組合にご持参ください。

(3) **売買契約の締結は、渋川広域組合から発送される落札通知の日から5日以内に行っていただきます(土・日・祝日・閉庁日を除きます)。**
期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められません。

(4) **売買契約の締結までに、地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金として売買代金の10分の1以上(1,000円未満切上げ)を納入していただきます。**

入札に当たって納入された入札保証金は、契約保証金の一部に充当しますので、落札者は、渋川広域組合が発行する契約保証金の納入通知書により、売買契約の締結までにその差額を納入し、そのことを明らかに

する書類（領収書の原本）を、売買契約の締結時に渋川広域組合に提示しなければなりません。渋川広域組合がその納入の事実を確認できたときに、売買契約を締結します。

(5) 売買契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、当該落札は無効となり、入札保証金は地方自治法第234条第4項の規定により、渋川広域組合に帰属することになりますので、十分ご注意ください。

(6) 売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記時に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

1 2 売買代金の支払方法

売買代金の支払は、**売買代金から契約保証金を差し引いた残額を、渋川広域組合が発行する納入通知書により、売買代金の納期限（契約の締結日から30日以内、納期限が土日祝日の場合は翌日）までに納入し、併せて、そのことを明らかにする書類（領収書の原本）を売買代金の納期限までに、渋川広域組合に提示しなければなりません。**

(1) 売買代金の支払は、上記の方法に限られ、分割納付等ほかの方法によることはできません。また、各期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められません。

(2) 売買代金の納期限までに売買代金の残金を納入しなかった場合には、当該契約は無効となり、契約保証金は地方自治法第234条の2第2項の規定により渋川広域組合に帰属することになりますので、十分ご注意ください。

1 3 所有権の移転等

(1) 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を納入したことを明らかにする書類（領収書の原本）を提示し、渋川広域組合が売買代金の完納（納入）を確認したときに、渋川広域組合から買受人に移転します。

(2) 渋川広域組合から買受人への売買物件の引渡しは、売買物件の所有権が渋川広域組合から買受人に移転したときに、現状有姿で引き渡したものとします。

なお、現地での引渡しは行いません。

(3) 所有権移転登記は、売買物件の引渡後、渋川広域組合が行いますが、

所有権移転登記に必要な登録免許税（別途案内）は、買受人の負担となります。

- （４）所有権移転登記に必要な書類として、登記原因証明情報（渋川広域組合が交付する様式に記名押印したもの）を提出してください。
- （５）所有権移転登記完了後、登記識別情報通知（権利書）と受領書を交付します。受領書を記名押印のうえ提出してください。

1 4 先着順随時売払いについて

申込期間内に入札参加申込がなかった場合、先着順申込みによる随時売払いを実施します。詳細につきましては、申込期間終了後、渋川広域組合ホームページにて周知します。

令和元年度一般競争入札による組合有地売払いの流れ

入札の公告	令和元年11月26日（火）
▼	
案内書等の配布期間	令和元年11月27日（水）～令和元年12月26日（木） 総務課企画財政係で配布（土・日・祝日・閉庁日は除く。）又は渋川広域組合HPから取得
▼	
申込書等の提出期間	令和元年11月27日（水）～令和元年12月26日（木） 総務課企画財政係窓口へ直接持参して下さい。 ※郵送での申込受付は行いません。
▼	
入札保証金の納入 入札・開札	令和2年1月22日（水） ①受付 午前9時30分～午前9時55分 ※受付時に入札保証金を納入していただきます。 ②入札・開札 午前10時～
▼	
売買契約の締結期限	落札通知の日から5日以内 ※契約保証金の納期限でもあります。 ※売買契約の締結期限の延長は認められません。
▼	
契約保証金の支払い	売買契約の締結までに売買代金の1/10以上の契約保証金を納入していただきます。
▼	
売買代金の残金の支払い	契約の締結日から30日以内（納期限が土日祝日の場合は翌日）までに売買代金の残金を支払っていただきます。
▼	
所有権の移転 物件の引渡し	登記の手続きは、渋川広域組合が行います。 登録免許税等の費用は、落札者の負担となります。

組合有財産売買契約書（案）

売出人澁川地区広域市町村圏振興整備組合 管理者 高木 勉（以下「甲」という。）と、買受人 （落札者氏名又は商号名称を記載）（以下「乙」という。）とは、次の条項により、組合有財産の売買契約を締結する。

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、上文末尾に次の一文を追記する。

「なお、乙の各々はこの契約に係る債務を連帯して負い、かつ、記載順位第一位の者が、甲への債務の一切を代表する。」

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買する物件の表示）

第2条 甲は、その所有する末尾に表示する物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

2 前項の売買物件は、登記事項証明書に記載されたものを契約の基礎とし、現状有姿のままとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の代金は、金 （ 落札金額 ） 円（以下「売買代金」という。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金 （ 売買代金の10分の1以上の金額 ） 円を、この契約締結までに、甲が発行する納入通知書により甲が指定する金融機関に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 （ 入札保証金 ） 円は、入札保証金より充当する。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 第1項の契約保証金は、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（売買代金の納入）

第5条 乙は、第3条に規定する売買代金と前条第1項に規定する契約保証金との差額を、（ 契約締結から30日後の日 ） までに、甲が発行する納入通知書により甲が指定する金融機関に納入しなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に

充当する。

3 第1項に規定する売買代金の納入期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めない。

(契約保証金の帰属)

第6条 乙が前条に規定する納入期限までに売買代金を完納しないとき、又は甲が売買土地の引渡しまでに第14条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転する。

(物件の引渡し)

第8条 前条により所有権が移転したときは、甲は売買物件を現状のまま乙に引き渡したものとする。

(所有権移転登記)

第9条 乙は第7条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに、甲に対し所有権移転登記を請求し、甲はその請求により遅滞なく所有権移転登記を囑託する。

2 売買物件の所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足、土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物、上空占有物、その他工作物等、又は隠れた^{かし}瑕疵のあることを発見しても、甲に対して売買代金の減免、契約の解除又は損害賠償を請求することができない。

(危険負担)

第11条 乙は、契約締結後引渡しまでの間に、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(行為の制限)

第12条 乙は、第8条に規定する土地の引渡しの日から、売買物件において次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に使用すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員がその活動の用途に使用すること。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分の対象となっている団体又はその構成員により使用すること。

（実地調査等）

第13条 甲は、この契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその利用状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（乙の原状回復義務等）

第15条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（違約金）

第16条 乙は、甲が第14条に規定する解除権を行使したときは、違約金として売買代金の10分の1に相当する金額を、甲に納付しなければならない。

2 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

3 違約金は、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（返還金等）

第17条 甲は、第14条に規定する解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金に利息を付さない。

2 甲は、第14条に規定する解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、第14条に規定する解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した有益費、必要費又はその他一切の費用は償還しない。

（公租公課の負担区分）

第18条 売買物件に係る公租公課その他一切の費用は、土地の引渡し完了の日までは甲の負担とし、以後は乙の負担とする。

（損害賠償）

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたとき

はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙が第16条に規定する違約金又は前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行等に要する費用は、乙の負担とする。

(所轄裁判所)

第22条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する前橋地方裁判所とする。

(協議)

第23条 この契約に定めていない事項又はこの契約に疑義を生じたときは、規則に定めるところによるほか、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 群馬県渋川市石原1434番地1
渋川地区広域市町村圏振興整備組合
管理者 高木 勉 (印)

乙 住所

氏名 (落札者氏名を記入) (印)
共有の場合にあっては、乙の住所及び氏名欄を追加
法人の場合にあっては、所在地並びに商号名称及び代表者名

売買物件の表示 (土地)

物件番号	所在	地番等	地目	地積(m ²)
1	渋川市金井字齒黒	392番2	宅地	281.82

案内図



S=1:10,000



物件調書について

○物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、**現地の状況及び利用制限等については、必ずご自分で十分な調査、確認等を行ってください。**

なお、**物件調書と現地の現況が異なる場合は、現状有姿を優先とします。**

○物件調書の主な項目の見方

【所在地】

所在地は、物件の全部事項証明書（不動産登記簿）に表示されている所在地番を記載しています。

【面積】

公簿：物件の不動産登記簿に表示されている地積を記載しています。

【法令等に基づく制限】

都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。

【供給処理施設の状況】

有：物件の敷地内に供給処理のための引込管等があることを示しています。

可：物件の敷地内には供給処理のための引込管等はないが、前面道路等に供給処理管等があるので、引込みが可能なことを示しています。この場合、物件の敷地内への引込工事費用が必要となります。

不可：物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みができないことを示しています。

なお、引込みの可否、引込工事、費用等に関する詳細については、直接、各供給処理機関（関係事業所等）にお問い合わせください。

【交通機関】

鉄道、バス：物件からの最寄り駅、バス停を記載しています。

なお、物件周辺に複数の駅等がある場合は、最も利便性の高い駅等を記載しています。

【公共施設等】

市役所等：住所を管轄する市役所等を記載しています。

小学校、中学校：通学区域の公立校名を記載しています。

【留意事項】

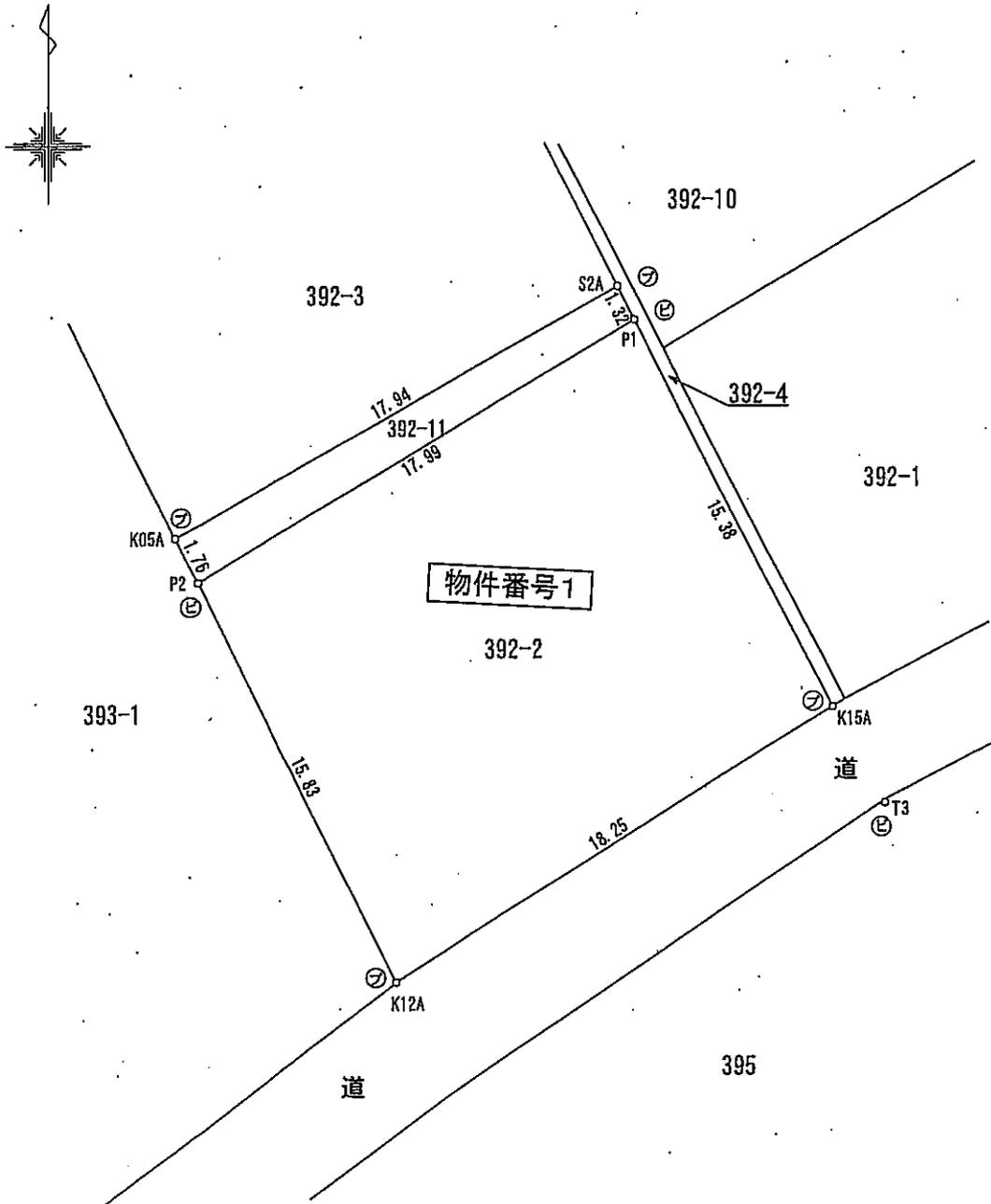
- ・上記のほかに当該物件について、留意いただきたい点について記載しております。
- ・留意事項に記載されている規制等の詳細については、直接、関係各機関にお問い合わせください。

物 件 調 書

物件番号	1	予定価格 (最低売却価格)	8,736,420円 (31,000円/㎡)		
土地の所在		渋川市金井字歯黒392番2			
		地目	宅地	面積	281.82㎡ (公簿、約85坪)
物件の状況	土地の現況	更地、ほぼ正方形			
	地盤・地質調査	未調査			
接面道路の状況	幅員、種別等	南東側 幅員約4.5mの舗装市道 (建築基準法上第42条1項1号)	道路後退	無	
	物件との高低差	ほぼ等高			
	私道負担の有無	無	負担の内容	-	
法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域区分	非線引き		
	建築基準法	用途地域	準工業地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	文化財保護法 (埋蔵文化財包蔵地等)	包蔵地外	土砂災害防止法 (土砂災害警戒区域等)	警戒区域外	
	その他の主な規制	-			
供給処理施設の状況	区分	状況		関係事業所等	
	上水道	有	引込済 (20mm口径)	渋川市水道部水道課	
	下水道	可	要引込 下水道事業受益者負担金：済	渋川市水道部下水道課	
	電気	可		東京電力エナジーパートナーセンター群馬	
	都市ガス	不可	プロパンガス	-	
交通機関 (直線距離)	鉄道	JR上越線 渋川駅 約2,350m			
	バス	渋川駅～桜の木線 国町 約90m 渋川駅～小野上温泉線 国町 約90m			
公共施設等 (直線距離)	市役所等	渋川市役所本庁舎 約2,500m			
	小学校	渋川市立渋川北小学校 約1,300m			
	中学校	渋川市立渋川北中学校 約1,000m			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 旧渋川警察署署長公舎の跡地です。 現状有姿での引渡しになります。 北東及び南西側の境界線上に工作物の基礎があります。 北西側の境界に擁壁(高さ約1m)があります。 平成30年度に境界確定済みです。 今後、境界に関する処理が発生した場合は、買受人に行ってください。 下水道事業受益者負担金は不要ですが、公共ますまでの設置費用は自己負担となります。 				

物件番号1 平面図

1 / 250



凡	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
例	コ	コンクリート杭	ブ	プレート	キ	刻み(コンクリート)	金	金属杭
	合	合成杭	ビ	金属板	石	石杭		

物件番号1 現況写真

南東から撮影



南西から撮影



様式第1号

入札参加申込書

(令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い)

令和 年 月 日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様

〒

申込者 住所(所在地)

氏名(商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

連絡先

一般競争入札による組合有財産売払いについて、入札公告その他の内容を承諾の上、次のとおり入札に参加したいので、申し込みます。

物件番号	土地の所在地	地目	地積 (m ²)
1	渋川市金井字歯黒392番2	宅地	281.82

申込時の提出書類

ア 入札参加申込書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第3号)

ウ 添付書類 **(申込日から1か月以内の原本)**

・個人の場合:住民票の写し

印鑑登録証明書

・法人の場合:法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

法務局に登録してある代表者の印鑑登録証明書

・共通:市町村税に未納がない旨の証明書

注 提出書類に押印する印鑑(実印)は、すべて同一のものを使用すること。

【事務処理欄】以下は、申込者は記入の必要はありません。

〈共通〉		受付番号	
誓約書		受付印	
〈個人〉			
住民票			
印鑑登録証明書		受付者印	
納税証明書			
〈法人〉			
登記簿謄本等		受付者印	
印鑑登録証明書			
納税証明書			

様式第2号

入札参加申込書（共有名義用）
 （令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い）

令和 年 月 日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様

〒
 申込者 住所
 氏名

（持分 分の 実印）

連絡先

共有者 住所
 氏名

（持分 分の 実印）

連絡先

一般競争入札による組合有財産売払いについて、入札公告その他の内容を承諾の上、次のとおり入札に参加したいので、申し込みます。

物件番号	土地の所在地	地目	地積 (㎡)
1	渋川市金井字齒黒392番2	宅地	281.82

申込時の提出書類（共有名義用）

- ア 入札参加申込書（様式第2号）
- イ 誓約書（様式第3号）
- ウ 添付書類 （申込日から1か月以内の原本、共有名義者全員分）
 住民票の写し
 印鑑登録証明書
 市町村税に未納がない旨の証明書

- 注1 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用すること。
- 注2 申込者の欄には、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納入、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名・連絡先を記入すること。
- 注3 共有者の欄には、申込者を除く他の共有者の方の住所・氏名を記入すること。
- 注4 共有者が多数の場合は、適宜行を追加すること。

【事務処理欄】 以下は、申込者は記入の必要はありません。

誓約書	
住民票	
印鑑登録証明書	
納税証明書	

受付 番号	
受付 印	
受付 者印	

様式第3号

誓約書

(令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い)

令和 年 月 日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様

〒

申込者 住所 (所在地)

氏名 (商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

私は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が実施する組合有財産売払いに係る一般競争入札の申込みに当たって、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しません。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業への使用を目的とする者ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者から委託を受けた者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分の対象を受けた団体及びその構成員ではありません。
- 5 申込資格等の確認のため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が渋川警察署等の関係機関に照会することについて承諾します。なお、これらにおいて事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して渋川地区広域市町村圏振興整備組合が行う一切の措置について異議申立てを行いません。
- 6 市町村税を滞納していません。
- 7 入札に際しては、入札公告その他の内容を承諾した上で、参加します。

注 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用すること。

様式第4号

誓約書（共有名義用）

（令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い）

令和 年 月 日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様

〒

申込者 住所
氏名

（持分 分の ）
実印

共有者 住所
氏名

（持分 分の ）
実印

私は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が実施する組合有財産売払いに係る一般競争入札の申込みに当たって、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しません。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業への使用を目的とする者ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者から委託を受けた者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分の対象を受けた団体及びその構成員ではありません。
- 5 申込資格等の確認のため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が渋川警察署等の関係機関に照会することについて承諾します。なお、これらにおいて事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して渋川地区広域市町村圏振興整備組合が行う一切の措置について異議申立てを行いません。
- 6 市町村税を滞納していません。
- 7 入札に際しては、入札公告その他の内容を承諾した上で、参加します。

注1 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用すること。

注2 共有名義人全員が記名押印すること。

注3 共有者が多数の場合は、適宜行を追加すること。

様式第5号

入札辞退届

(令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い)

令和 年 月 日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様

〒

申込者 住所 (所在地)

氏名 (商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

連絡先

一般競争入札による組合有財産売払いについて、次のとおり入札参加申込書を提出しましたが、都合により入札参加を辞退します。

物件番号	土地の所在地	地目	地積 (㎡)
1	渋川市金井字齒黒392番2	宅地	281.82

注1 提出書類に押印する印鑑 (実印) は、すべて同一のものを使用すること。

注2 この届けは、必ず入札執行前に提出してください。

様式第6号

入札保証金納付書
(令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い)

物件番号	1
入札保証金の金額	円

納付の目的	令和元年度 一般競争入札による組合有地売払いに係る 入札保証金として			
納付の種類	有価証券			
有価証券の明細	種類	額面金額	記号又は番号	枚数
	小切手			

上記のとおり入札保証金を納付します。

令和 年 月 日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様

〒

入札者 住所 (所在地)

氏名 (商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

連絡先

注1 提出書類に押印する印鑑 (実印) は、すべて同一のものを使用すること。

注2 入札保証金の金額は、アラビア数字 (0, 1, 2, 3...) の字体を使用し、最初の数字の前に「金」を記入すること。

注3 入札保証金納付書は、物件ごとに作成し、入札保証金と一緒に提出すること。

様式第7号

入札保証金還付請求書
(令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い)

物件番号	1
入札保証金の金額	円

納付の目的	令和元年度 一般競争入札による組合有地売払いに係る 入札保証金として			
納付の種類	有価証券			
有価証券の明細	種類	額面金額	記号又は番号	枚数
	小切手			

令和 年 月 日納付した入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様

〒

入札者 住所 (所在地)

氏名 (商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

連絡先

注1 提出書類に押印する印鑑 (実印) は、すべて同一のものを使用すること。

注2 入札保証金の金額は、アラビア数字 (0, 1, 2, 3...) の字体を使用し、最初の数字の前に「金」を記入すること。

注3 入札保証金還付請求書は、還付手続の際に入札保証金受領書と一緒に提出すること。

注4 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。

様式第8号

入札保証金還付受領書
(令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い)

物件番号	1
入札保証金の金額	円

納付の目的	令和元年度 一般競争入札による組合有地売払いに係る 入札保証金として			
納付の種類	有価証券			
有価証券の明細	種類	額面金額	記号又は番号	枚数
	小切手			

令和 年 月 日納付した入札保証金の還付を領収しました。

令和 年 月 日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様

〒

入札者 住所(所在地)

氏名(商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

連絡先

注1 提出書類に押印する印鑑(実印)は、すべて同一のものを使用すること。

注2 入札保証金の金額は、アラビア数字(0, 1, 2, 3...)の字体を使用し、最初の数字の前に「金」を記入すること。

注3 入札保証金還付受領書は、還付手続が完了した際に提出すること。

注4 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。

様式第 9 号

<p>入札書</p> <p>(令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様</p> <p style="text-align: center;">入札者 住所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名 (商号又は名称)</p> <p style="text-align: center;">代表者職氏名 実印</p> <p style="text-align: center;">代理人 氏名 印</p> <p>入札公告その他の条件を承諾の上、渋川地区広域市町村圏振興整備組合財務規則等関係法令を守り、次のとおり入札します。</p>		
入札金額		
	円	
売払物件 所在地等	物件番号	1
	土地の所在地	渋川市金井字齒黒 3 9 2 番 2
	地目	宅地
	地積 (㎡)	2 8 1 . 8 2

注 1 提出書類に押印する印鑑 (実印) は、入札参加申込書の申込者印と同一のものを使用すること。

注 2 入札金額は、アラビア数字 (0, 1, 2, 3...) の字体を使用し、最初の数字の前に「金」を記入すること。

注 3 代理人が入札する場合、印鑑は認め印でも構いませんが、委任状の代理人使用印と同一のものを使用すること。

注 4 入札書は、物件ごとに提出すること。

様式第 10 号 入札書提出用封筒指定表紙

入札書在中

(令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い)

入札者 住所 (所在地)
氏名 (商号又は名称)
(代表者職氏名)

代理人 氏名

入札日	令和 2 年 1 月 2 2 日	
売払物件 所在地等	物件番号	1
	土地の所在地	渋川市金井字齒黒 3 9 2 番 2

注 1 破線で切り取り、入札書を封入する封筒の表面に糊付けして使用すること。

注 2 入札書用封筒は、物件ごとに準備すること。

様式第 11 号

委任状

(令和元年度 一般競争入札による組合有地売払い)

令和 年 月 日

澁川地区広域市町村圏振興整備組合管理者 様

委任者 住所 (所在地)

氏名 (商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 委任事項 組合有財産売払いの一般競争入札及びこれに附帯する一切の権限

物件番号	土地の所在地	地目	地積 (㎡)
1	澁川市金井字歯黒 3 9 2 番 2	宅地	2 8 1 . 8 2

- 2 入札日 令和 2 年 1 月 2 2 日

代理人 住所

氏名

印

注 1 提出書類に押印する印鑑 (実印) は、すべて同一のものを使用すること。

注 2 代理人の印鑑は認め印でも構いませんが、入札書の代理人印と必ず同一のものを使用すること。

注 3 委任状は、物件ごとに作成し、入札当日に提出すること。